

(公財)日本容器包装リサイクル協会 令和3年度事業計画 概要
 ～資源循環システムや社会経済環境の変化への適確な対応と再商品化事業の着実な遂行～

協会が
直面する
主要
課題

プラスチック資源循環施策に関する対応＝プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収、中継処理の一体化など国が目指す制度が及ぼす影響への対応
再商品化事業者の減少、処理能力の低下への対応＝人手不足、コスト増、再商品化製品需要の大幅減等による事業者減と処理能力低下の阻止、改善
再商品化コストの合理化・適正化＝特報、プラスチック製容器包装の入札制度の改善
発火危険物混入による火災事故の防止＝急増する火災事故の抑制と事業への影響の回避

主要
課題
への
対応

・施策に関する対応の検討、国、関係機関との連携
 ・再商品化事業者の適正管理と手続き簡素化等負担の軽減、アドバイス等支援の強化
 ・入札制度の課題検証、運用の検討・見直し
 ・発火危険物混入による事故の抑制・防止に向けた周知・広報の強化

1. 容り法に基づく再商品化の着実な実施

下記委託単価による再商品化業務の着実な遂行

素 材		再商品化委託単価 (円/トン) ※消費税は含まず	
		令和3年度再商品化実施委託単価	令和2年度拠出委託単価
ガラス びん	無色	4,600	0
	茶色	6,400	0
	その他色	17,500	0
PETボトル		4,500	0
紙製容器包装		16,000	0
プラスチック製容器包装		51,000	0

2. 持続可能な再商品化事業の適切かつ効率的な推進

(1) 再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

- ◆社会全体のコストの低減、適正化に向けた取り組みの継続
- ◆プラスチック入札制度における総合的評価の見直し（収率基準、評価配点等）など

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

- ◆登録手続等の合理化・簡素化の一層の促進等による再商品化事業者の負担軽減
- ◆再商品化事業者への安全、環境等に関するアドバイス機能の強化
- ◆再商品化手法の拡大、再商品化製品の販路拡大支援策などに係る国への働きかけ

(3) 再商品化事業に関する情報収集・提供

- ◆令和2年のコロナウイルス禍等に伴う社会経済変動の再商品化事業者、市町村等への影響や関連商品の需要動向等の情報の収集と提供

(4) 分別基準適合物の品質向上に向けた調査と単独収集促進へのアプローチ

- ◆厳格な品質調査の実施と品質改善への適切な提案、助言
- ◆素材別単独収集の促進、リチウムイオン電池の混入防止に向けた消費者への周知・啓発とJBRCを通じた回収促進等の市町村への働きかけ

(5) 再商品化業務の適切な管理と更なる運用改善

- ◆定期報告に基づく業務確認や現地検査による適切な業務管理の継続、強化
- ◆PETボトルに係る新たな運用（平成30年度及び令和元年度に導入）の効果の検証
- ◆臨時監査（令和2年度実施）結果に基づく業務内容、手順の改善

(6) オンライン申し込みの促進による業務の効率化・生産性向上

3. 再商品化事業を取り巻く環境の変化への適時適切な対応

(1) プラスチック資源循環の具体的施策に関する対応

- ◆製品プラスチックとの一括回収・リサイクルなどの国の施策に関し、適正かつ持続可能な容器包装のリサイクル確保を前提とした検討の実施、国との協議、運用面での必要な対応

(2) 輸出入規制や経済状況等の国内外の動向が再商品化事業に及ぼす影響への対応

- ◆各国の輸入規制強化、改正バーゼル条約発効、世界的な経済減速等が、再商品化事業に及ぼす影響に関する調査、検討
- ◆欧州調査の実施等による国内外の情報の収集、発信と活用

(3) 産業廃棄物の処理能力の逼迫に伴う影響への対応

- ◆産業廃棄物（残さ）処理の促進に関する国との協議・検討、対応の要請

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

- ◆諸規程に基づく不正行為等防止策の着実な実行、秘密情報等の厳格な管理と運用の確保

(2) 再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

- ◆国の指導強化に向けた働きかけや、大口不履行特定事業者への支払い催告等の実施
- ◆過年度分再商品化義務の遡及履行の促進に係る運用面での工夫を含む継続的な取り組み
- ◆商工会議所、商工会等との連携による説明会、個別相談会の実施

5. 市町村への資金拠出

- (1) 容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出
- (2) 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

- (1) 重要課題（危険物混入、プラ資源循環施策等）に係る周知・広報活動の強化
 - (2) 指定法人による再商品化メリットの明確化と周知
 - (3) ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信・公開
 - (4) メディアやイベントを活用した広報活動の積極展開
- ◆東京オリンピック・パラリンピック関連プログラムと連動した容り制度の周知・広報
- (5) 容り協ニュース、年次レポート及び動画による制度等の周知
 - (6) 各種説明会等による普及・啓発
 - (7) 各種関連事業への後援・協賛等

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

- ◆情報連絡会議の定期開催や関係団体との情報共有等連携の強化

(2) 海外関係機関との交流促進

- ◆欧州への調査団派遣等による海外リサイクル情報の収集と発信、ネットワークの構築・強化
- ◆海外関係機関等に対する日本の容器包装リサイクル制度についての周知・広報

8. 事務局における計画的、継続的な人材育成とICT活用の促進

- (1) 事務局における人材の育成と能力の向上
- (2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応
- (3) ICT活用による業務の生産性向上

9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

- ◆適正な情報公開等による組織の透明性の確保、内部監査に基づく業務の更なる改善